

県土強靱化を加速する公共事業の円滑な執行について (入札・契約制度の一部改正)

「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」により県土強靱化をさらに加速するため，不調・不落対策等による公共工事の円滑な執行を図る。

適用時期

令和3年2月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

1 入札手続きの迅速化

(1) 入札公告期間の短縮

県土強靱化予算を円滑に執行するため，当面の間，入札公告期間について，設計金額等に応じて短縮できることとする。また，再入札時においては，より短い入札公告期間を設定できることとする。

(2) 1者入札有効の拡大

指名競争入札における1者入札については，特に緊急を要する場合，特別の技術等を必要とする場合以外，原則取り止めとしているが，当面の間，県土強靱化の円滑な執行を必要とする場合については原則有効とする。

(3) 評価値の算定省略

総合評価落札方式の入札において有効な入札を行った者が1者の場合，評価値の算定を省略できることとする。

(4) 概算数量発注方式，概略発注方式の試行

標準断面を基に概算数量で積算する「概算数量発注方式」と，一部の工種の積算を省略し一式計上する「概略発注方式」について，それぞれ試行する。

2 現場を支える人材配置の合理化

(1) 県土整備部が発注する工事の現場代理人の兼務要件の拡充

- ・ 現場代理人について，当面の間，一定の要件のもとで，営業所の専任技術者と兼務できるものとする。(別紙参照)
- ・ 災害復旧や，防災・減災，国土強靱化のために同一河川において実施する工事に限り，当面の間，請負代金額の上限の適用を除外することができるものとする。(別紙参照)

(2) 県内全域で兼務を認める工事の拡大

県が発注する現場代理人の兼務を認める区画線等工事について，当面の間，当初請負代金額を2千万円未満に拡大する。(別紙参照)

(3) 余裕期間制度の拡充

工事の円滑な履行体制の確保と平準化を図るため，当面の間，原則6ヶ月を超えない範囲内で余裕日数を設定できる「余裕期間制度」を積極的に活用する。また，委託業務において，3ヶ月を超えない範囲内で余裕日数を設定できる「余裕期間制度」を試行する。

3 地域実態を踏まえた積算対応

(1) 山間部等における間接工事費の補正

地理的条件が厳しく，不調・不落となる割合の高い山間部等の工事に対し，山間僻地補正として，間接工事費の割増を適用する。

(2) 遠隔地からの交通誘導警備員確保に要する経費の計上

山間部等において，交通誘導警備員を遠隔地から確保する必要があると認められる場合，必要となる交通費，宿泊費等を設計変更の対象とする。

(3) 地域の実態に応じた資材単価の設定

建設資材単価の地区設定について，生コン工場の休業等の実態に対応した地区割の見直しを行う。

◆現場代理人と営業所の専任技術者が兼務可能な場合の要件【試行】

- (1) 県土整備部が発注する、同一市町村内又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の2つの工事
- (2) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- (3) 現場代理人と営業所の専任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること
- (4) 工事現場と当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること
- (5) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (6) 主任技術者の専任を要しない（建設業法第26条第3項に該当しない）工事であること

◆現場代理人の工事現場の兼務【拡充】

災害復旧や、防災・減災、国土強靱化のために同一河川において実施する工事に限り、当面の間、請負代金額の上限額の適用を除外することができる。

要件	現行	一部改正
■現場代理人 ○兼務件数	3件まで	3件まで
○距離等	(同一市町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内)	(同一市町村内又は工事間直線距離が概ね10km以内)
○請負代金額	3千5百万円未満	3千5百万円未満 (同一河川で実施する一部の工事を除く)

- ※複数の市町村で現場代理人を兼務する場合、同一市町村内の全ての兼務工事と他市町村の兼務工事との直線距離が概ね10km以内を満たす必要がある。
- ※平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。
- ※徳島県が発注する工事以外の工事も他の発注機関が認めた場合、可能とする。
- ※監理技術者の配置を要する工事は、請負代金額の上限額の適用を除外することができない。

◆県内全域で現場代理人の兼務を認める工事を拡大【拡充】

要件	現行	一部改正
■現場代理人 ○兼務件数	2件まで	2件まで
○工事の種類	区画線工事、舗装工事、 標識設置工事、照明灯工事、 電気通信工事	区画線工事、舗装工事、 標識設置工事、照明灯工事、 電気通信工事
○対象工事金額	当初請負代金額 5百万円未満	当初請負代金額 <u>2千万円未満</u>